

林野庁令和4年度当初予算事業
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
都市の木造化促進総合対策事業のうち

都市における木材需要の拡大事業報告書

令和6年3月

一般社団法人全国木材組合連合会

報告書目次

第 1 章	事業の目的と概要	 2
1.1	事業の目的	 2
1.2	事業の概要	 2
第 2 章	実施内容	 3
2.1	委員会	
	2.1.1 構成メンバー	 3
	2.1.2 開催内容	 3
2.2	都市木利用拡大宣言事業	 7
	2.2.1 目的	 7
	2.2.2 事業内容	 7
	2.2.3 事業の成果	9
2.3	都市における木材需要拡大事業	11
	2.3.1 目的	11
	2.3.2 事業内容	11
	2.3.3 事業の成果	19
	< 参考 1 > 様式	31
	< 参考 2 > 現地調査報告書の写真 等（抜粋）	38

第1章 事業の目的と概要

1.1 事業の目的

我が国の森林が人工林を主体に利用期を迎えている中、この豊富な森林資源を活かして木材需要の拡大及びそれによる林業・木材産業の成長産業化を図っていくことが重要であり、これに向けて、これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野において木材利用を高めるための取組を進めていくことが必要となっている。

このため、本事業では、木質耐火部材等を利用した耐火・準耐火建築物等の建築、表示された品質や性能に基づく構造計算に対応可能な木材製品の利用、内装への木材製品の活用、木製サッシの導入等により都市部を中心とした木材需要の拡大を図るため、木質耐火部材等を使用した実証的な取組を支援することとした。

1.2 事業の概要

都市部での木材需要の拡大を目的に以下の項目を実施した。

(1) 委員会の設置

事業の実施方針の策定のため、学識経験者で構成される委員会の設置

(2) 都市木利用拡大宣言事業

工務店等木材の実需者や発注者における、これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野において木材利用の推進の機運を高めるため、「都市木利用拡大宣言」を行う木材産業や建築業等の事業者の拡大を図る。また、宣言を行った事業者を登録・公表し、見える化を図る。

(3) 都市木材需要拡大事業

都市部での木材需要の拡大に向けた木質耐火部材等、JAS 構造材、内装の木質化、木製サッシの利用実証の取組を支援する。

第2章 実施内容

2.1 委員会

事業実施に当たって、事業内容の諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会を設置した。

2.1.1 構成メンバー

(1) 令和4年度

委員長

林 知行	秋田県立大学	名誉教授
------	--------	------

委員

稲山 正弘	東京大学 大学院農学生命科学研究科	教授
青木 謙治	東京大学 大学院農学生命科学研究科	准教授
(青木委員は稲山委員の後任として第2回委員会から参画)		
立花 敏	筑波大学 生命環境系森林資源経済学研究室	准教授
黒田 尚宏	公益社団法人 日本木材加工技術協会	参与
河合 誠	一般社団法人 日本CLT協会	顧問
山田 誠	一般社団法人 建築性能基準推進協会	研究員

(2) 令和5年度

委員長

林 知行	秋田県立大学	名誉教授
------	--------	------

委員

青木 謙治	東京大学 大学院農学生命科学研究科	准教授
立花 敏	筑波大学 生命環境系森林資源経済学研究室	准教授
黒田 尚宏	公益社団法人 日本木材加工技術協会	参与
河合 誠	一般社団法人 日本CLT協会	顧問
山田 誠	一般社団法人 建築性能基準推進協会	研究員

2.1.2 開催内容

(1) 令和4年度

○第1回委員会

日時 令和4年5月22日～25日

場所 メールによる書面開催

出席者 林委員長、稲山委員、立花委員、黒田委員、河合委員、山田委員
次第

- 1 令和4年度企画運営委員会について
 - (1) 令和4年度企画運営委員会委員について
 - (2) 委員長の選任について
 - (3) 企画運営委員会開催要領の変更について
- 2 令和4年度予備費等事業について
 - (1) 令和4年度予備費事業について
 - ・国産材転換支援緊急対策事業のうち建築用木材の転換促進支援事業
 - (2) 令和3年度補正予算事業について
 - ・JAS 構造材実証・転換実証支援事業のうち転換実証支援事業
- 3 事業採択の方法について
- 4 その他

内容

令和4年度企画運営委員会について

事務局より、メールにより

- ・委員について木質構造の稲山正弘委員（東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授）が退任となり1名空席となっていること、
 - ・委員長として林 知行氏(秋田県理科大学名誉教授)を考えていること、
 - ・企画運営委員会開催要領について、目的として(一社)全国木材組合連合会が実施する「JAS 構造材実証・転換実証支援事業」ほか、「都市における木材需要の拡大」、「建築用木材の転換促進永遠」の助成事業の運営と進捗管理について必要な助言を行うもの、委員の任期は令和5年3月末までとするとの変更を考えていること
- をそれぞれ説明し、委員より了解を得た。

事業採択の方法について

事務局より、メールにより、助成対象の要件、助成額の算定、助成額の上限等の事業採択の概要について説明し、委員より了解を得た。

○第2回委員会

※（ ）は欠席者

日時 令和4年9月9日

場所 WEB 会議

出席者 林委員長、青木委員、(立花委員)、黒田委員、(河合委員)、山田委員

次第

- 1 令和4年度都市における木材需要の拡大事業について

- (1) 事業の概要
- (2) 「都市における木材需要の拡大事業」(R4 当初、R3 繰越) 及び「JAS 構造材実証支援事業等 (R3 補正)」の事業概要比較
- (3) 令和 4 年度都市における木材需要の拡大事業交付規程(案)
 - 2 令和 4 年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について
 - 3 その他

内容

令和 4 年度都市における木材需要の拡大事業について

事務局より、令和 4 年度都市における木材需要の拡大事業について、事業の概要、JAS 構造材実証支援事業等との比較、交付規程(案)を説明。

委員より、助成対象となっている構造用パネルは国産品ではないこと、内装材、木製サッシについては助成要件として JAS 材等ではないことについて質問があり、事務局より助成対象として必ずしも国産材限定、JAS 材認定の要件とはしていないことを説明。交付規程等の作成の詳細等は事務局に一任することで了解。

○第 3 回委員会

※ () は欠席者

日時 令和 5 年 3 月 24 日

場所 WEB 会議

出席者 林委員長、青木委員、(立花委員)、黒田委員、河合委員、山田委員

次第

- 1 令和 4 年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について
- 2 令和 5 年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施予定について
- 3 その他

内容

令和 4 年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について

事務局より、令和 4 年度 JAS 構造材実証支援事業、都市における木材需要の拡大事業等の事業申請期間、応募件数、審査結果等について説明。

委員より、事業の取下げ、不採択が生じた理由、事業により応募件数に差があることについて質問があり、事務局より交付申請期限までに事業が終了しないことなどによる事業実施取下げ、書類不備等による不採択、初めての事業により申請者への浸透が足りない部分があり、PR・普及啓発を行っているが丁寧な説明に努めることが必要等を説明。

令和 5 年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施予定について

事務局より、令和５年度 JAS 構造材実証支援事業、建築用木材の転換促進支援事業、都市における木材需要の拡大事業等の公募予定、事業概要、予算額等について説明。

(2) 令和５年度

○第１回

日時：令和５年７月１１日（火）１４：００～１５：３０

場所：Web 会議

出席者：林委員長、青木委員、立花委員、黒田委員、河合委員、山田委員

議題：令和５年度建築用木材の転換促進支援事業について

令和５年度 JAS 構造材実証支援事業及び都市における木材需要の拡大事業について

１） 令和５年度建築用木材の転換促進支援事業について

①「建築用木材の転換促進支援事業」（Ｒ４補正）の事業概要、②令和５年度建築用木材の転換促進支援事業の実施状況、③建築用木材の転換促進支援事業助成金公募要領（第２次募集）、④令和５年度事業スケジュールについて、報告・審議を行った。

２） 「JAS 構造材実証支援事業」（Ｒ４補正）外について

令和５年度実施 「都市における木材需要の拡大事業」（Ｒ５当初、Ｒ４繰越）及び「JAS 構造材実証支援事業」（Ｒ４補正）の事業概要比較表について報告・審議を行った。

○第２回

日時：令和６年３月１９日（火）１０：３０～１２：００

場所：Web 会議

出席者：林委員長、青木委員、立花委員、黒田委員、河合委員、山田委員

議題：令和５年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について

令和６年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施予定について

１） （Ｒ４補正）建築用木材の転換促進支援事業、（Ｒ４補正）JAS 構造材実証支援事業、（Ｒ４繰越）都市における木材需要の拡大事業、（Ｒ５当初）都市における木材需要の拡大事業について

①事業申請期間、②交付申請締切、③応募件数、審査結果等について説明し、承認された。

2) (R5 補正) JAS 構造材実証支援事業、(R5 繰越) 都市における木材需要の拡大事業、(R5 補正) 花粉症対策木材利用促進事業について

①登録期間予定、②交付申請締切予定、③事業概要・予算等について説明し、承認された。なお、4月に開催予定のR6年度第1回企画運営委において、公募要領等について説明することとした。

2.2 都市木利用拡大宣言事業

2.2.1 目的

工務店等木材の実需者や発注者における、これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野において木材利用の推進の機運を高めるため、「都市木利用拡大宣言」を行う木材産業や建築業等の事業者を拡大すると共に、宣言を行った事業者を登録・公表し、見える化を図ることを目的とする。

2.2.2 事業内容

都市木利用拡大宣言事業は、木材の利活用に積極的な施主、設計者、施工者、木材関係事業者等の木造建築物の施工関係者を対象として、都市部や非住宅分野における木材の活用拡大を目的とした宣言および目標を立てていただき、それを当連合会が設置するホームページで公開することにより、各事業者間の需給マッチングを支援するものである。

登録事業者に登録申請する場合には、下記の申請書等を提出するものとした。

- ① 「都市木利用拡大宣言登録申請書及び付表」(参考1の図2.2.2-1～図2.2.2-3)
- ② 誓約書(参考1の図2.2.2-4)
- ③ 提出者の概要が判る書類(株主総会資料、会社概要等)

申請書等の提出期間は、令和4年度においては2022年7月27日から2023年3月17日まで、令和5年度においては2023年6月5日から2024年3月22日までを募集期間とした。

参考1の図2.2.2-1に示すとおり活用宣言は都市部等において木造建築の普及、内装の木質化、木材製品の利用拡大等を今後どのようにしていくか等について宣言し、具体的な目標は宣言内容を具体的にどのように実現していくかを3年後の目標を記入していたこととしている。

事務局は、これらの内容を確認し、宣言事業者として適当だと判断した申請者を登録し、その内容について都市における木材需要の拡大事業のホームページで公開を行った。

登録後は、参考1の図2.2.2-5の宣言様式3号を作成していただき、自社のホームペー

ジに掲載、もしくは印刷して事務所に掲示していただくことにしている。

申請書類作成作業を円滑に進めていただくため、参考 1 の図 2.2.2-6～2.2.2-9 のとおり記入例を作成し、ホームページで公開を行った。

また、宣言事業者一覧をホームページで公開した。

都市木利用拡大宣言事業者一覧

宣言事業者一覧	宣言事業者番号	事業者名	業種	取扱木材製品等	宣言
供給事業者を検索する	C0001	有限会社和建築設計事務所	設計者		都市建築物に木材をもっと自由に使える社会を目指します！
利用事業者を検索する	C0002	株式会社東野材木店	流通業 設計者、施工者、その他 木部メンテナンス/木部リバイバル	機械等級区分構造用製材(JAS)、構造用集成材(JAS)、内装材、木製窓(サッシ)	木のチカラで人々を幸せに。
	C0003	株式会社星野建築事務所	設計者、施工者		都市に木構造によるデザイン性のある耐震耐火建築物を提供します

2.2.3 事業の成果

令和6年3月18日時点で35社追加登録があり、総数で83社となった。
追加登録は以下のとおり。

表 2.2.3-1 令和5年度追加宣言登録者一覧

宣言事業者No.	事業者名	県	市区町村	宣言
C0049	株式会社北匠建築設計事務所	北海道	函館市	木のぬくもりを感じる空間づくりをします
C0050	でんホーム株式会社	福岡県	城南区	木の窓を推進します！
C0051	株式会社スタジオシュア	栃木県	那須塩原市	構造材にJAS構造材を利用し、内装材には積極的に木材を利用 構造材・仕上材共に地元木材による木質建築物の普及に貢献します。
C0052	八田建設株式会社	滋賀県	高島市	JAS構造材で都市の木造化推進。
C0053	株式会社アルプス工房	東京都	世田谷区	民間商業施設・店舗設計・デザインに木材建材を普及していき、国産材の使用を推進していきます。
C0054	東栄木材株式会社	北海道	札幌市	JAS構造材で都市の木材化を推進致します。
C0055	株式会社ケンコーホーム	長崎県	西彼杵郡	JAS構造材で信頼の施工を！
C0056	株式会社アイディールホーム	大阪府	大阪市	都市部を中心に、積極的に快適な準耐木建築物を提案、創造します。
C0057	株式会社HousePro.	岩手県	花巻市	木材を使用した心安らげる確かな空間デザインいたします。
C0058	トラスト建設株式会社	神奈川県	横浜市中区	耐火・準耐火構造の非住宅木造、建築の施工倍増をめざします。
C0059	株式会社 森川建築設計事務所	大阪府	大阪市北区	JAS構造材で信頼の建築を支えます。
C0060	株式会社 木造技術研究所	埼玉県	所沢市	防耐火等の各種試験に取り組み特質建材の技術開発を進めることで都市部において環境負荷の少ない木質の建物の建築を推進していきます。
C0061	株式会社 今川建築設計	広島県	福山市	当社は、都市木利用拡大を宣言します。
C0062	株式会社 優建設	宮崎県	西都市	耐火・準耐火の木造建築物を創る事により、木の温もり・香りを感じる建築物を普及させていく。
C0063	アルア・セッション株式会社	埼玉県	川口市	木造耐火建築物の提案促進

C0064	株式会社ナカムラ	兵庫県	丹波篠山市	主要構造材はすべて合法木材を使用したJAS材常時100%使用していき構造材の取り扱いで安心安全の定着を
C0065	株式会社空間工匠	神戸市	神戸市	耐火・準耐火の木造建築の施工倍増！
C0066	明工建設株式会社	静岡県	御前崎市	木材（自然の恵み）を最大限に活用し、ぬくもりある空間を創造します。
C0067	株式会社結設計工房	山形県	寒河市	JAS構造材で信頼の建築を支えます！
C0068	株式会社ひろ工房	鹿児島県	曾於郡	デザイン・設計・施工を通じ、JAS構造材利用を積極的に推進します。
C0069	株式会社荒正	山形県	山形市	都市の木材化推進の為JAS構造材を積極使用
C0070	株式会社東京組	東京都	世田谷区	木の窓を日本のスタンダードに！
C0071	株式会社シーズン	愛知県	春日井市	木を使った魅力的な空間作りはおまかせください。
C0072	株式会社伊藤嘉材木店	大阪市	大阪市住吉区	新築工事、リフォーム工事に限らず、木材需要の普及啓発に取り組み都市部の利用活性化に尽力することを誓います。
C0073	株式会社ナミカワ不動産販売	千葉県	東金市	JAS構造材で都市の木造化推進
C0074	カナディアンホーム株式会社	富山県	富山市	JAS構造材利用をアップして行くこと
C0075	ティー・エンド・ティー株式会社	千葉県	東金市	JAS構造材で、都市の木造化推進
C0076	ジーク株式会社	京都府	京都市南区	木に包まれた快適空間を創造します。
C0077	ハゼモト建設株式会社	福岡県	北九州市小倉北区	耐火・準耐火建築物の普及促進
C0078	村中建設株式会社	福井県	福井市	JAS構造材の積極利用推進！
C0079	株式会社甲和ビルド	大阪府	高槻市	パッシブデザインを取り入れ無垢材使って木のぬくもりを感じる高品質で安心・安全なお家づくりの実現
C0080	株式会社テクニカルリサーチ	神奈川県	鎌倉市	防耐火、構造等の各種試験に取り組み、木質建材の技術開発を進めることで、都市部において環境負荷の少ない木造の建築を推進していきます。
C0081	株式会社アップデート	新潟県	見附市	木を活かした快適を施工致します！
C0082	上林建設株式会社	兵庫県	宍粟市	JAS構造材を使った建物施工を目指します。
C0083	株式会社宮本工務店	大阪市	堺市西区	JAS構造材で描く、次世代の風景-品質と環境をおもう心地よい未来を実現します。

2.3 都市における木材需要拡大事業

2.3.1 目的

本事業では、建築事業者等に地域の先例となる建築物の構造部分等に木質耐火部材等を利用すること、非住宅建築物等において類似例の拡大が期待できる建築の構造部分等に JAS 構造材（機械等級区分構造用製材、2×4 工法構造用製材、CLT、構造用集成材、構造用 LVL）を利用すること、建築物の利用者の目に触れやすく木材利用の普及効果の高い内装部材に木材製品を利用すること、非木質系資材が太宗を占める窓のサッシの木質化を推進するため先導的な事例となる木製サッシを導入することを通じて、設計、調達、施工時等における木材製品の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただくことにより、都市部における木材の需要拡大を目的とする。

2.3.2 事業内容

1 事業対象者

都市木材需要拡大事業に申請できる者は、対象物件の建築業者（建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者）であって、以下のすべての要件を満たす者とした。

ア 都市木利用拡大宣言事業又は JAS 構造材活用宣言事業の宣言事業者であること。

イ 事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。

ウ 都市木材需要拡大事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。

エ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。

オ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者であり、かつ申請に係る対象物件の工事を行うに当たり必要な建設業法第 3 条第 1 項に定める許可を受けた者であること。

ただし、当該許可が不要な物件の場合は、この限りではない。

カ 木質耐火部材等又は JAS 構造材の区分に係る申請をする場合については、建築基準法第 6 条第 1 項若しくは同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知（以下「建築確認申請等」という。）において都市木材需要拡大事業に申請する建築物の施工者として確認できる者、又は工事請負契約書等で工事の一部を請け負っている事業者のうち、施工者として確認できる者から都市木材需要拡大事業に申請する権利の委譲を受けた者であること。ただし、対象物件の工事に当たって建築確認申請等を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。

キ 都市木材需要拡大事業を同年度に 3 棟以上申請する者にあつては、3 棟目の都市木材需要拡大事業申請をするまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平

成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。)に基づく登録を受けていること。なお、木質耐火部材等又は JAS 構造材の区分に係る申請に係る物件において内装材又は木製サッシの区分に係る申請を同一の物件で行う場合、その棟数は 1 とします。

ク 都市木材需要拡大事業を同年度に 3 棟以上申請する者にあつては、キに加え、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(ア) 木材 SCM(サプライチェーンマネジメント)支援システム「もりんく」(<https://molink.jp/>)の登録者

(イ) 山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した JAS 構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請をする者。

(ウ)「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号)第 15 条の建築物木材利用促進協定に基づく協定締結者。

(建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない。)

ケ 3 階以下の共同住宅及び長屋(以下「低層集合住宅」という。)を対象物件として申請しようとする者にあつては、申請の対象となる物件が 1 棟以内であり、かつ、同一年度内に他の低層集合住宅について本事業による助成を受ける予定がないこと。

(2) 対象とすることができる物件

都市木材需要拡大事業の対象とすることができる建築物は、次の要件を全て満たす木材製品を利用する物件とします。なお、内装材(内装材利用面積が 10 m²を超えるものに限る。)又は木製サッシのみの木材製品の利用する場合も同様とします。

ア 建築主が国でないもの。

イ 3 階以下の建築物で戸建の居住専用住宅又は事業用併用住宅でなく表 2.3.2-1 に掲げる用途のもの。

ウ 建築物において基礎より上部の部分において本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関(以下「補助事業実施機関」という。)が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金(地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。)が含まれていないことを補助事業実施機関の資料により確認できる場合はこの限りでない。

エ 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの。

オ 木質耐火部材等及び JAS 構造材の区分の対象とする物件にあつては、新築及び増改築する部分の床面積の合計(非木造部分を除く。)が 10 m²を超えるものであるもの。

カ 木質耐火部材等及び内装材の区分の対象とする物件は、耐火・準耐火性能等が求められる建築物又はこれらと同等の性能を有する建築物であるもの。

キ JAS 構造材の区分の対象とする物件は、構造部の柱、梁桁など指定する部位で JAS 構

造材を使用した建築物であるもの。

ク 実証事業者がクリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材を使用したものであるもの。

表 2.3.2-1 建築確認申請の区分による助成対象建築物

別表

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	建築物の階数	
		4階以上	4 階未満
一戸建ての住宅	08010	○	×
長屋	08020	○	○
共同住宅	08030	○	○
寄宿舍	08040	○	○
下宿	08050	○	○
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	○	×
幼稚園	08070	○	○
小学校	08080	○	○
義務教育学校	08082	○	○
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090	○	○
養護学校、盲学校又は聾学校	08100	○	○
大学又は高等専門学校	08110	○	○
専修学校	08120	○	○
各種学校	08130	○	○
幼保連携型認定こども園	08132	○	○
図書館その他これに類するもの	08140	○	○
博物館その他これに類するもの	08150	○	○
美術館その他これに類するもの	08152	○	○
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	×	×
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	○	○
保育所その他これに類するもの	08180	○	○
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190	○	○
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192	○	○
児童福祉施設等（建令19-1に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）	08210	○	○
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220	○	○
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230	○	○
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240	○	○
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250	○	○
病院	08260	○	○
巡回派出所	08270	○	○
公衆電話所	08280	○	○
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設	08290	○	○
地方公共団体の支庁又は支所	08300	○	○
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310	○	○
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	○	○
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	○	○
工場（自動車修理工場を除く。）	08340	○	○
自動車修理工場	08350	○	○
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	○	○
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバレーボール練習場	08370	○	○
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380	○	○
マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390	○	○
ホテル又は旅館	08400	○	○
自動車教習所	08410	○	○
畜舎	08420	○	○
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430	○	○
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438	○	○

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440	○	○
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	08450	○	○
食堂又は喫茶店	08452	○	○
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456	○	○
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	○	○
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460	○	○
事務所	08470	○	○
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480	○	○
自動車車庫	08490	○	○
自転車駐車場	08500	○	○
倉庫業を営む倉庫	08510	○	○
倉庫業を営まない倉庫	08520	○	○
劇場、映画館又は演芸場	08530	○	○
観覧場	08540	○	○
公会堂又は集会場	08550	○	○
展示場	08560	○	○
料理店	08570	○	○
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	○	○
ダンスホール	08590	○	○
浴室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	×	×
卸売市場	08610	○	○
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	○	○
農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630	○	○
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	○	○
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は時価販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650	○	○
その他	08990	○	○

※3

※1 4階未満の戸建ての居住専用住宅又は事業用併用住宅は本事業の対象としません。

※2 4階未満の共同住宅、長屋は1者1棟1申請のみ対象。

※3 本事業の対象としません。

※4 国の施設は対象としません。

（3）助成対象となる木材製品の利用

助成対象となる木材製品の利用の範囲は、利用の区分ごとに以下に定めたものとする。

ただし、助成対象となる物件について、Ⅰの木質耐火部材等に係る助成とⅡの JAS 構造材に係る助成を併用して受けることができないものとする（表 2.3.2-2）。

Ⅰ 木質耐火部材等

耐火・準耐火性能等が求められる建築物又はこれらと同等の性能を有する建築物であって、木造又は木造とそれ以外の構造との混構造の建築物を新築、増築、改築等する場合（建築確認申請等を提出するものに限る。）の木質耐火部材等の利用を対象とする。

II JAS 構造材

構造部の柱、梁桁などで JAS 構造材を使用した建築物で、木造又は木造とそれ以外の構造との混構造の建築物を新築、増築、改築等する場合の JAS 構造材の利用を対象とし、助成対象となる木材（以下「助成対象木材」）及びその材積は、JAS 構造材の種類ごとに以下に定めたものとする。

1 構造用製材

ア 機械等級区分構造用製材の部材の一部は、構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されることを必須とする。

イ 助成対象は、機械等級区分構造用製材を構造部に使用する階で使用した構造用製材とする。

ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する構造用製材の材積とする。

2 2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L 又は C L T

ア 2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L 又は C L T の部材の一部は構造部の壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とする。

イ 助成対象は、2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L 又は C L T を構造部に使用する階で使用した JAS 構造材とする。

ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する 2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L 及び C L T の材積の合計とする。

3 1 の構造用製材と 2 の 2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L 又は C L T を構造部に併用する場合

ア 機械等級区分構造用製材は、構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されること、2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L 又は C L T の部材の一部は構造部の壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とする。

イ 助成対象は、構造用製材、2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L 又は C L T を構造部に使用する階で使用した JAS 構造材とする。

ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する構造用製材、2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L 及び C L T の材積の合計とする。

III 内装材

耐火・準耐火性能等が求められる建築物又はこれらと同等の性能を有する建築物であって、建築物の新築、増改築、修繕等する場合の内装材の利用を対象とする。

IV 木製サッシ

建築物の新築、増改築、修繕等場合の木製サッシの利用を対象とする。

表 2.3.2-2 事業の組み合わせの可否について

事業の組み合わせの可否について		
組み合わせ	可否	備 考
1 木質耐火部材等 + 2 JAS構造材	×	公募要領第 6
1 木質耐火部材等 + 3 内装材	○	公募要領第 7
1 木質耐火部材等 + 4 木製サッシ	○	公募要領第 7
1 木質耐火部材等 + 3 内装材 + 4 木製サッシ	○	公募要領第 7
2 JAS構造材 + 3 内装材	△（耐火・準耐火のみ可）	公募要領第 5 の 6
2 JAS構造材 + 4 木製サッシ	○	公募要領第 7
2 JAS構造材 + 3 内装材 + 4 木製サッシ	△（耐火・準耐火のみ可）	公募要領第 5 の 6
3 内装材 + 4 木製サッシ	△（耐火・準耐火のみ可）	公募要領第 5 の 6

（3）助成金額

助成金の額は以下のⅠからⅣの区分ごとに規定するものとし、区分ごとに①、②、③（Ⅰ木質耐火部材等の区分にあつては①と②）を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額とする。

ただし、助成額の上限は、Ⅰ木質耐火部材等及びⅡJAS 構造材の区分にあつては、1 棟の都市木材需要拡大事業に対して、15,000,000 円を上限としますが、床面積の合計が 1,000 m²以上の場合、または助成対象となる階が最上階から数えて 4 以上の建築物は 30,000,000 円を上限とする（Ⅲ内装材又はⅣ木製サッシの区分に係る助成を併用する場合を含む）。

また、Ⅲ内装材の区分にあつては、1 棟の都市木材需要拡大事業に対して 10,000,000 円を上限とし、Ⅳ木製サッシの区分にあつては、1 棟の都市木材需要拡大事業に対して 1,000,000 円とする。

上記の規定にかかわらず、採択された事業の助成予定額の合計が予算額を上回った場合には、個々の都市木材需要拡大事業に係る助成金の額を調整することがあります。

Ⅰ 木質耐火部材等

ア 燃えしろ製材を活用した建築物

製材品の厚みにより燃えしろを確保することで必要な準耐火性能等を満たす建築物

- ① 事業申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とする予定の階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 14,200 円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とした階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 14,200 円/㎡を乗じた金額

イ その他

ア以外の方法により必要な耐火・準耐火性能等を満たす建築物

- ① 事業申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とする予定の階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 12,500 円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とした階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 12,500 円/㎡を乗じた金額

ウ CLT を利用した建築物

CLT を利用した建築物で必要な耐火・準耐火性能等を満たすものについては、ア、イの規定にかかわらず、次の算定によることができることとします。なお、ア又はイの助成金と併用することはできません。

- ① 事業申請時に申告する利用予定の CLT の材積の合計に 170,000 円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する利用した CLT の材積の合計に 170,000 円/㎡を乗じた金額

II JAS 構造材

ア CLT を除く JAS 構造材

- ① 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、助成対象となる階で使用予定の構造用製材、2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L の材積に 66,000 円/㎡を乗じた金額に助成対象階で使用予定の構造用合板、構造用パネルの調達費の 1/2 を乗じた額を加算した金額
- ② 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、助成対象となる階で使用した構造用製材、2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L の材積に 66,000 円/㎡を乗じた金額に助成対象階で使用した構造用合板、構造用パネルの調達費の 1/2 を乗じた額を加算した金額
- ③ 交付申請を行う構造用製材、2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L の調達費に相当する金額に助成対象階で使用した構造用合板、構造用パネルの調達費の 1/2 を乗じた額を加算した金額

イ CLT

- ① 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、助成対象となる階で使用予定の C L T の

材積に 140,000 円／ m^3 を乗じた金額

② 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、助成対象となる階で使用したCLTの材積に 140,000 円／ m^3 を乗じた金額

③ 交付申請を行うCLTの調達費に相当する金額

ウ アのCLTを除くJAS構造材とイのCLTを構造部に併用する場合

ア及びイの①から③までについて、それぞれアの額とイの額を合算して比較することとします。

Ⅲ 内装材

木材製品を利用する建築物の部分により、次のとおりとします。なお、一の申請においてアとイの両方が含まれる場合は、①から③までについて、それぞれアの額とイの額を合算して比較することとします。

ア 対象物件において壁及び天井の仕上に木材製品を利用する場合

① 事業申請時に申告する内装材利用面積（壁及び天井に係る面積に限る。）に 11,000 円／ m^2 を乗じた金額

② 交付申請時に申告する内装材利用面積（壁及び天井に係る面積に限る。）に 11,000 円／ m^2 を乗じた金額

③ 交付申請時に申告する内装材の調達費（壁及び天井に限る。）に相当する金額

イ 対象物件の床の仕上に木材製品を使用する場合

① 事業申請時に申告する内装材利用面積（床に係る面積に限る。）に 7,000 円／ m^2 を乗じた金額

② 交付申請時に申告する内装材利用面積（床に係る面積に限る。）に 7,000 円／ m^2 を乗じた金額

③ 交付申請時に申告する内装材の調達費（床に限る。）に相当する金額

Ⅳ 木製サッシ

① 事業申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数に 1 窓当たり 60,000 円を乗じた金額

② 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数に 1 窓当たり 60,000 円を乗じた金額

③ 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの調達費（窓ガラスに係る金額を含めることも可とする。）に 1／2 を乗じた金額

2.3.3 事業の成果

(1) 実証物件の件数等の分析

本事業は、令和5年度に一部予算を繰り越したため、令和4年度と令和5年度において実証事業の支援を行った。令和4年度の事業実施は、7件、助成額13,712千円となった。内訳としてJAS構造材6件12,759千円、内装材1件953千円となっている。

また、令和5年度の事業実施では、件数、助成額が、31件、126,512千円（木質耐火部材1件2,929千円、JAS構造材29件122,615千円、内装材1件968千円）で、令和4年度実施分と令和5年度実施分の合計で38件、140,224千円（木質耐火部材1件2,929千円、JAS構造材35件135,374千円、内装材2件1,921千円）となった。

全38件について、県別の件数を見ると、神奈川7件、千葉と栃木が5件、北海道と愛知3件となっており関東圏や北海道、中部圏に件数が集中している。

また用途別に見ると、共同住宅が10件、長屋が8件、共同住宅・事務所1件で住宅系が全物件38件の半数を占めている。そのほかでは老人介護施設4件、障害者福祉施設、事務所、集会所が3件となっており、今後は非住宅での活用に向けた取り組みが必要といえる。

県別実績

県	助成件数	県	助成件数
北海道	3	長野	1
栃木	5	愛知	3
群馬	2	三重	1
埼玉	2	滋賀	1
千葉	5	京都	1
神奈川	7	兵庫	2
東京	1	愛媛	1
新潟	1	鹿児島	1
富山	1	合計	38

用途別実績

用途	助成件数	用途	助成件数
共同住宅	10	店舗	2
長屋	8	幼保施設	1
共同住宅・事務所	1	診療所	1
老人介護施設	4	葬儀所	1
障害者福祉施設	3	自動車教習所	1
事務所	3		
集会所	3	総計	38

(2) 実証報告の分析

実証事業者から、実証事業で得られた部材使用等に関する利点や不利、要望についての報告を受けた。以下はその結果についてまとめたものである。

【ア 木質耐火部材】

助成件数が1件であるため、分析に至らなかったが、報告内容を取りまとめると以下のとおりである。

I 建築物に係る基礎的情報

- 1 建築物の用途 : 長屋1件
- 2 防火地域等 : 22条地域となった。
- 3 構造設計ルート : 壁量計算
- 4 (1) 主要構造部の構造 : 準耐火構造(1時間)
(2) 選択したルート、ルート選定の理由
自主的な準耐火仕様の採用。
- 5 建築基準法第21条・27条の適用等
建築基準法第21条・27条の適用を受けない
- 6 建築基準法第61条の適用
建築基準法第61条の適用を受けない
- 7 階ごとの構造
軸組工法となった。

Ⅱ 施工業者の施工実績

1 助成事業者の年間施工棟数

施工事業者の年間施工棟数は2棟

2 助成事業者の耐火構造又は準耐火構造の施工実績

助成事業者のこれまでの耐火構造の施工実績は0で準耐火構造の施工実績は4棟

Ⅲ 使用した耐火部材

助成件数が1件であるため、使用した耐火部材等は①木材（現し無し）、②その他無機質材料、③石こうボードが使用されていた。

採択理由はいずれの部材も、価格と施工性となっている。

Ⅳ アンケート結果

①耐火・準耐火構造において木造を選択することの優位な部分

・比較的設計に自由度があり、意匠性も多彩に計画できる。

②耐火・準耐火構造において木造を選択することの不利な部分

・コスト面で問題がある（特に被覆材関係が価格高騰している為）。

③木質耐火部材を採用した理由

・工事の職人が手馴れている工法が今のところ当社のベストと考えている

今後は、他との差別化・エコを前提に見学会等あれば参加し、実施していきたい。

④設計時の課題とその課題解決の対応

・部位により使用材料が変わるため、現場が間違えないような明瞭な図面を作成する。

⑤都市木事業に申請した動機

・資材の価格高騰による影響が出たところに事業受付開始となったので申請した。

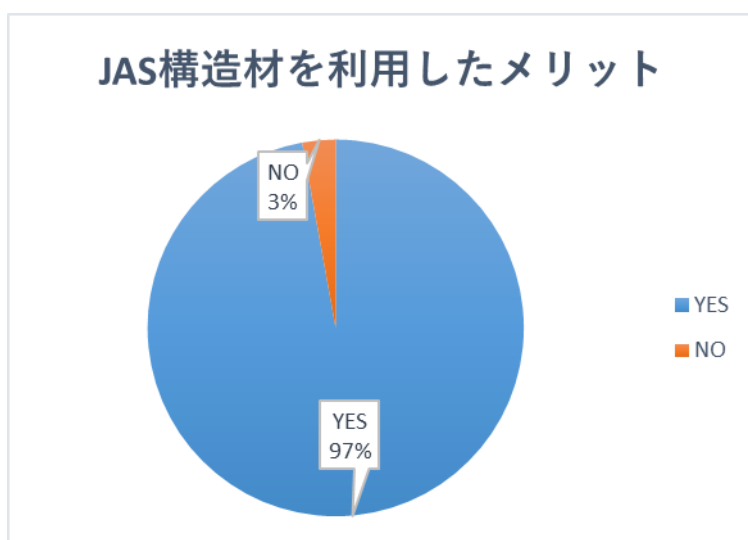
⑥今後の木造の耐火・準耐火構造建築物の施工に向けた取組方針とその理由

今後の取組み方針	理 由
積極的に取り組みたい	・何よりも、施主様・入居者様のためになると考えているため

【イ JAS 構造材】アンケートの概要

JAS 構造材の助成を受けた事業実施者からのアンケートの概要を以下に記載する。設問により回答数が異なるが、事業実施 35 件のうち 35 件の回答数となっている。

① JAS 構造材を利用したメリット（回答 35 件） イエス 34 件(97%) ノー1 件(3%)



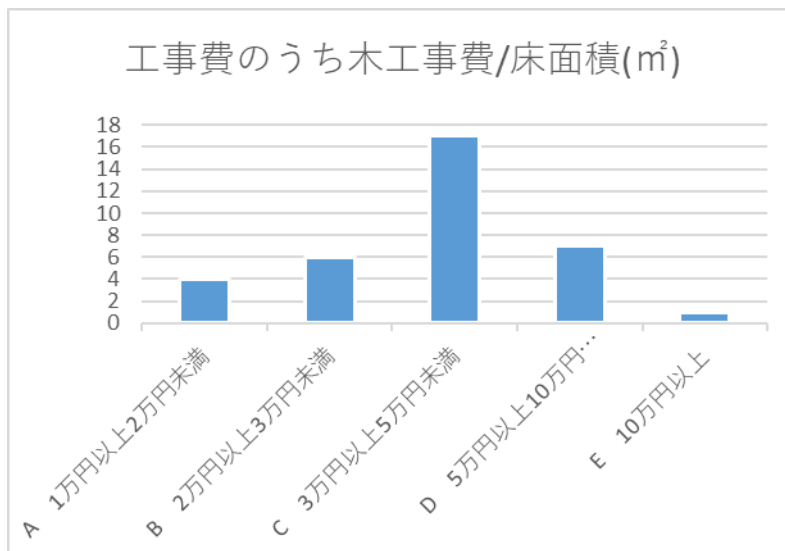
②JAS 構造材利用のメリットがイエスの理由（回答 34 件）

- ・性能が安心、安全性、品質の安定 16 件(47%)
- ・施主へのアピール、施主への信頼度 11 件(32%)
- ・補助金申請が可能 3 件(9%)
- ・基準が明確、建築が容易、構造計算が容易 1 件(3%)
- ・供給の安定 2 件(6%)
- ・コスト削減に繋がる 1 件(3%)

③工事費と木材費用

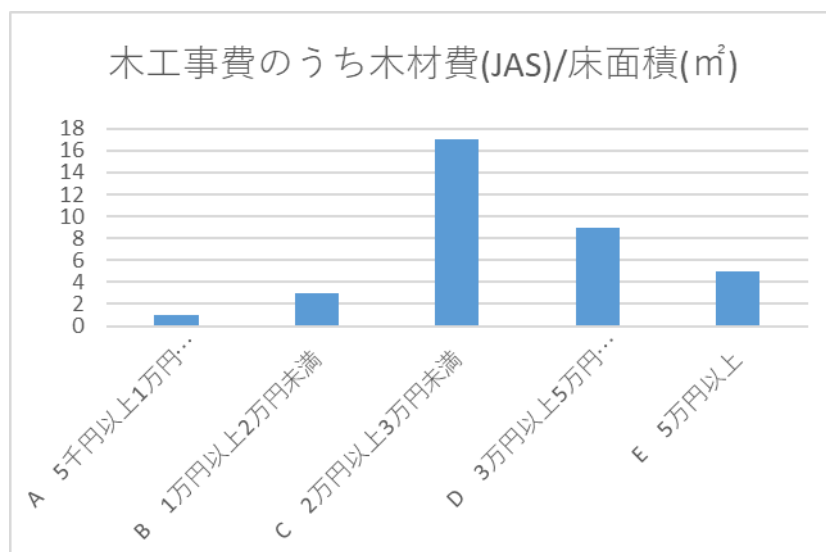
○工事費のうち木工事費（木材費含む）/床面積（㎡）

範囲	件数	%
A 1 万円以上 2 万円未満	4	11%
B 2 万円以上 3 万円未満	6	17%
C 3 万円以上 5 万円未満	17	49%
D 5 万円以上 10 万円未満	7	20%
E 10 万円以上	1	3%
合計	35	100%



○木工事費のうち木材費（JAS 構造材）/床面積（m²）

範囲	件数	%
A 5千円以上1万円未満	1	3%
B 1万円以上2万円未満	3	9%
C 2万円以上3万円未満	17	49%
D 3万円以上5万円未満	9	26%
E 5万円以上	5	14%
合計	35	100%



○木工事費のうち木材費（JAS 構造材以外）/床面積（㎡）

範囲	件数	%
A 1 千円未満	10	29%
B 1 千円以上 3 千円未満	8	23%
C 3 千円以上 5 千円未満	3	9%
D 5 千円以上 1 万円未満	11	31%
E 1 万円以上 1.5 万円未満	1	3%
F 1.5 万円以上	2	6%
合計	35	94%

④今後の JAS 構造材への希望や期待（回答 35 件）

・ 安定供給	6 件 (17%)
・ 補助事業の拡大・簡素化	6 件 (17%)
・ 価格安定	4 件 (11%)
・ 品質向上・安定確保	6 件 (17%)
・ JAS マークの表示方法（大きく、統一）	4 件 (11%)
・ JAS 材の普及	5 件 (14%)
・ 国産材の利用拡大	1 件 (3%)
・ 特になし	3 件 (9%)

⑤機械等級区分についての分析（11 件）

機械等級区分について分析すると、既存の取引先である地元木材店やプレカット工場から調達している。価格は JAS 材の方が高く納期は変わらないこととなっている。

○機械等級区分 供給業者を探す苦勞

回答	件数
とても苦勞した	0
やや苦勞した	0
どちらともいえない	1
あまり苦勞しなかった	1
苦勞しなかった	9

○どのように業者を見つけたか

回答	件数
既存取引先	10
取引先からの紹介	1
本事業のホームページ	0
その他インターネット	0
その他	0

○供給業者の業種

回答	件数
地元木材店	3
プレカット工場	6
商社等流通業者	0
その他	0
商社等流通業者, その他	1
地元木材店, プレカット工場	1

○ 価格比較

回答	件数
JAS 材の方が高い	9
変わらない	2
JAS 材の方が低い	0
比較していない	0

3-3 納期比較

回答	件数
JAS 材の方が長い	3
変わらない	6
JAS 材の方が短い	0
比較していない	2

3-4 機械等級区分構造用材料の利用

回答	件数
とても利用したい	16

やや利用したい	5
どちらともいえない	12
あまり利用したくない	1
利用したくない	1

3-5 目視等級区分構造材の利用

回答	件数
とても利用したい	15
やや利用したい	3
どちらともいえない	15
あまり利用したくない	1
利用したくない	1

2×4や構造用集成材等の回答を見ると以下のとおりとなっており、いずれも既存のプレカット工場からの調達が主流。JAS 材以外がほとんど流通していないので今後は価格や納期の調査分析は、JAS 製材に特化するなどの改善が必要と考える。

表 2.3.3-1 アンケート回答一覧

回答	3 機械等 級区分	4 2×4	5 構造用 集成材	6 構造用 LVL	7 構造用 合板	8 構造用 パネル	合計	
供給業者を探す苦労								
とても苦労した	0	0	0	0	0	0	0	0%
やや苦労した	0	0	0	0	1	0	1	1%
どちらともいえない	1	0	2	0	1	0	4	4%
あまり苦労しなかった	1	2	3	0	3	0	9	8%
苦労しなかった	9	15	26	7	29	6	92	87%
合計	11	17	31	7	34	6	106	100%
どのように業者を見つけたか								
既存取引先	10	17	30	7	33	6	103	97%
取引先からの紹介	1	0	1	0	1	0	3	3%
本事業のホームページ	0	0	0	0	0	0	0	0%
その他インターネット	0	0	0	0	0	0	0	0%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0%
合計	11	17	31	7	34	6	106	100%
供給業者の業種								
地元木材店	3	0	1	0	2	0	6	6%
プレカット工場	6	9	17	4	20	4	60	57%
商社等流通業者	0	7	10	3	9	2	31	29%
プレカット工場,商社等流通業者	0	1	2		2		5	5%
地元木材店,プレカット工場	1		1		1		3	3%
商社等流通業者,その他	1						1	1%
合計	11	17	31	7	34	6	106	100%
価格比較								
JAS材の方が高い	9	4	7	1	7	2	30	28%
変わらない	2	5	11	2	14	2	36	34%
JAS材の方が低い	0	0	0	0	0	1	1	1%
比較していない	0	8	13	4	13	1	39	37%
合計	11	17	31	7	34	6	106	100%
納期比較								
JAS材の方が長い	3	1	1	0	1	0	6	6%
変わらない	6	8	17	3	19	5	58	55%
JAS材の方が短い	0	0	0	0	0	0	0	0%
比較していない	2	8	13	4	14	1	42	40%
合計	11	17	31	7	34	6	106	100%
今後の利用								
とても利用したい	16	15	27	11	29	13	111	53%
やや利用したい	5	4	3	3	4	7	26	12%
どちらともいえない	12	13	5	18	2	15	65	31%
あまり利用したくない	1	1	0	1	0	0	3	1%
利用したくない	1	2	0	2	0	0	5	2%
合計	35	35	35	35	35	35	210	100%
目視等級区分構造材の今後の利用								
とても利用したい	15						15	43%
やや利用したい	3						3	9%
どちらともいえない	15						15	43%
あまり利用したくない	1						1	3%
利用したくない	1						1	3%
合計	35	0	0	0	0	0	35	100%

【ウ CLT】

今回の事業実施において JAS 構造材と CLT の両方を助成対象として使用した事業が 1 件あり、その用途は認定こども園であった。

事業実施にあたって、施主の要望、環境面への配慮から丸太組のログ材として CLT を選択しており、施工手間の軽減やメンテナンス性の向上を図ることができた。

<物件>

- 1 物件名・用途 上滝こどものもり新築工事 幼保連携型認定こども園
- 2 物件所在 富山県富山市
- 3 事業申請者 株式会社アールシーコア（東京都目黒区）
- 4 施主 社会福祉法人大山保育園 理事長 杉山達朗
- 5 物件概要 地上 2 階、延べ床面積 471.05 m²
- 6 助成対象木材
構造用集成材 14.09 m³、CLT 43.90 m³ 構造用合板 15.40 計 73.39 m³
- 7 助成金額 8,095,000 円
- 8 報告書
 - (1) CLT を選択した理由 CLT 材を小割にしてログ材としての利用が可能となった
 - (2) 他の構造選択肢と比べて CLT が有利になった点 先進性
 - (3) 他の構造選択肢と比べて CLT が不利になった点 価格
 - (4) 構造設計で苦労したか 苦労しなかった
 - (5) 今後の CLT への期待や希望 CLT は原版の製造費用が高く、加工が標準化されていないことから、コストへの課題がある。原版の量産化、加工の標準化によるコスト縮減と安定供給を期待する。
 - (6) 工務店等の施工者が CLT に取り組みやすくなるためのアイデア・意見
CLT ログハウスは従来の丸太組と同様の設計・施工が可能で CLT の活用を広く推進していきたい。

【エ 内装材】

内装材は長屋 1 件、障害者施設 1 件の計 2 件事業実施があり、内装に木材を選択した理由、メリットとして、転倒時の怪我防止と見た目・デザインを掲げている一方で、デメリットとしてコストが割高を掲げている。2 件とも今後も内装木材の利用を希望している。

①内装に木材を選択した理由

- ・意匠のため、見た目、木のぬくもり 2件

②木材利用のメリット

- イエス 2件

- ・補助金の対象、デザイン性

- ノー 0件

③木材利用のデメリット

- イエス 1件

- ・コスト面で割高 1件

- ノー 1件

④今後の内装木質化に対する希望や期待

- ・耐火物件でも安心して使用できる建材の開発をお願いしたい。国産材の建材への普及を希望する。
- ・ウッドショックによる影響で合板の価格が高騰し、現在横ばいなので助成金額のアップを期待している。

⑤施工中の内装木質化に対する普及の取組

- ・特になし

⑥供給業者を探すのに苦労したか

- ・あまり苦労しなかった 2件

⑦業者を見つけた方法

- ・既存取引先 1件

- ・取引先からの紹介 1件

⑧内装木材と非木質系内装材の価格比較

- ・内装木材の方が高い 1件（40%高い）

- ・変わらない 2件

⑨内装木材と非木質系内装材の納期の比較

- ・内装材木材の方が長い 1件（14日）

- ・変わらない 1件

⑩今後、他物件での内装木材の利用

- とても利用したい 2件

(3) 実証報告の分析と改善方法

木質耐火部材の事業者の回答では、木造選択の優位として比較的設計に自由度があり、意匠性も多彩に計画できる点をメリットとして掲げる一方でコスト面での課題を掲げている。内装材の事業者の回答においても木材のメリットとして意匠性、デザイン性をあげる一方、課題として価格の高騰、納期、コストなどを掲げている。

これに対して事業実施件数で太宗を占める JAS 構造材の事業者においては、35 件の回答者中 34 件(97%)で JAS 構造材利用のメリットがあると回答しており、メリットの理由として、施主からの信頼や安心感の向上、品質が良い材料の調達、安定供給（調達）などが掲げられている。

また、今後の JAS 材構造材への希望として、国産材の利用拡大への期待や価格高騰、在庫附則による供給不安の解消、価格と流通量の安定、JAS 表示について刻印やシールなどがあり統一してほしいなどの意見もあった。

<参考1>様式

図 2.2.2-1 都市木利用拡大宣言登録申請書の様式 1

(様式1)	
令和 年 月 日	
都市木利用拡大宣言 登録申請書	
一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則 殿	
住所 : 会社名 : 代表者名 :	
当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組むことと し、以下のとおり宣言します。	
宣 言	
具体的な目標	
令和 年 月までに (3年後の目標)	
上記の登録を申請します。	
なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページで、当社の連絡先等が公開されることを了解します。	

図 2.2.2-2 都市木利用拡大宣言登録申請書の様式 2

(様式 1 号)

都市木利用拡大宣言事業者 登録申請書 (付表)

1. 基本情報 (必須)

事業者名	※		
代表者名			
住所	〒 -		
連絡先		TEL:	FAX:
申請 書類 担当	部署・氏名		
	書類送付先	〒 -	
	連絡先	TEL:	FAX:
		E-Mail:	

2-1. 都市木利用拡大供給事業者企業情報 ☐

※木材製品の生産・加工・流通業等に携わる方は上の口に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者名または担当部署名	※		
連絡先	※	TEL:	FAX:
		E-Mail:	
業種 (選択)	※	☐ 製材業 ☐ 木材市場業 ☐ 流通業 ☐ プレカット業 ☐ その他 ()	
主に取り扱っている都市木材需要 拡大事業関連木材製品等 (複数選 択可)	※	☐ 木質耐火部材 (耐火部材の種類:) ☐ 機械等級区分構造用製材 (JAS) ☐ 枠組壁工法構造用製材 (JAS) ☐ 構造用集成材 (JAS) ☐ L V L (JAS) ☐ C L T (JAS) ☐ 内装材 ☐ 木製窓 (サッシ)	
対応樹種	※		
対応可能地域 (県名) 注 2	※		
合法木材供給事業者	※	登録 No	
CW 法の登録木材関連事業者	※	登録 No	
森林認証制度 CoC 認定取得者	※	登録 No	
その他 PR	※		

2-2. 都市木利用拡大利用事業者企業情報 ☐

※木材製品を利用し、建築、内装等に携わる方は上の口に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者名または担当部署名	※		
連絡先	※	TEL:	FAX:
		E-Mail:	
業種 (選択)	※	☐ 建築物発注者 ☐ 設計者 ☐ 施工者 ☐ その他 ()	

図 2.2.2-3 都市木利用拡大宣言登録申請書の様式 3

主に利用する都市木材需要拡大事業関連木材製品等（複数選択可）	☐ 木質耐火部材（耐火部材の種類：） ☐ 機械等級区分構造用製材（JAS） ☐ 枠組壁工法構造用製材（JAS） ☐ 構造用集成材（JAS） ☐ L V L（JAS） ☐ C L T（JAS） ☐ 内装材 ☐ 木製窓（サッシ）
対応可能地域（県単位）	※
CW 法の登録木材関連事業者	※ 登録 No
森林認証制度 CoC 認定取得者	※ 登録 No
その他 PR	※

（注 1）※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

（注 2）対応可能地域は県名を記入していただくか、全国と記載して下さい。

図 2.2.2-4 誓約書

(宣言様式2)	
誓 約 書	
一般社団法人全国木材組合連合会	
会長 菅野 康則 殿	
私は、「都市木利用拡大宣言事業者」の申請にあたり、下記のとおり誓約します。	
令和 年 月 日	
【申請者】	
住 所 :	
会社名等 :	
代表者名 :	印
記	
1. 私（法人又は団体を含む。以下同じ。）は、都市部を中心とした木材利用拡大宣言事業者の登録に係る要領（以下「要領」という。）に規定する資格要件を満たし、都市部を中心とした木材利用の拡大に努めます。	
2. 私は、以下に示す者ではありません。	
（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同 条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。	
（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	
（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	
（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている。	
（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	
3. 私が登録申請書に記載した内容及び上記の誓約内容については偽りありません。	

図 2.2.2-5 拡大宣言（宣言事業者自社掲示用）

(様式3)	
令和 年 月 日	
都市木利用拡大宣言	
登録年月日：令和 年 月 日	
宣言事業者 No：	
住所：	
会社名：	
代表者名：	
当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組むこととし、以下のとおり宣言します。	
宣 言	
具体的な目標	
令和 年 月までに(3年後の目標)	

図 2.2.2-6 都市木利用拡大宣言登録申請書の記入例①

(様式1)

令和 年 月 日

都市木利用拡大宣言
登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

住所 :
会社名 :
代表者名 :

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組むこととし、以下のとおり宣言します。

宣 言

具体的な目標

令和 年 月までに(3年後の目標)

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページで、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

1. 宣言事業申請書

◇ 宣言文について

都市部や非住宅分野において木材利用を拡大することがイメージできるキャッチコピーを作成してください。

・例1 (工務店の場合)

「耐火・準耐火の木造建築の施工倍増！」(木質耐火部材等の例)

「JAS 構造材で都市の木造化推進!!」(JAS 構造材の例)

「木に包まれた快適空間の創造！」(内装材の例)

「木の窓一番！」(木製サッシの例)

・例2 (設計・デザイン事務所の場合)

「技術で拓く木造耐火建築！」(木質耐火部材等の例)

「JAS 構造材で信頼の建築を支えます！」(JAS 構造材の例)

「木のぬくもりを感じる空間づくりはお任せください！」(内装材の例)

「木の意で開く新しい未来！」(木製サッシの例)

・例3 (製材工場の場合)

「大断面の製材なら〇〇製材(株)！」(木質耐火部材等の例)

「無垢内装材のことならおまかせください！」(内装材の例)

・例4 (木材流通業者の場合)

「準耐火木造建築の資材のことなら△△木材商店！」(木質耐火部材等の例)

「内装用の木材なら何でもそろえます！」(内装材の例)

・例5 (発注者の場合)

「準耐火木造建築を推進します！」(木質耐火部材等の例)

◇ 目標について

登録後3年程度の期間で達成する具体的な数値目標を明記してください。

・例1: 木造準耐火建築物を6棟建設します。

・例2: JAS 構造材の年間使用量を30%アップします。

・例3: 年間5棟以上の内装木質化に取り組みます。

・例4: 木製サッシを年3件以上施工します。

・例5: JAS 製品の供給を15%アップします。

・例6: 内装材生産量、年間〇〇㎡にチャレンジします。

・例7: 木造ビルを3棟以上発注します。

図 2.2.2-7 都市木利用拡大宣言登録申請書の記入例②

(様式1)

都市木利用拡大宣言事業登録申請書(付表)

1. 基本情報(必須)

事業者名 *			
代表者名 *			
住所 *			
連絡先 *	TEL: _____	FAX: _____	
※ 郵便・氏名			
※ 郵便送付先 *	〒 - _____		
※ 連絡先 *	TEL: _____	FAX: _____	
※ E-Mail: _____			

2. 1. 都市木利用拡大供給事業者企業情報 □

※ 木材製品の生産・加工・流通業等に携わる方は上の□に○を入れ、こちらにご記入ください。

連絡先 *	TEL: _____	FAX: _____	
※ E-Mail: _____			
業種(選択) *	☐ 製材業 ☐ 木材市場業 ☐ 流通業 ☐ プレカット業 ☐ その他 ()		
※ 主に取り扱いしている都市木材	☐ 木質耐火部材(耐火部材の電装) ☐ 機械等部材分譲用製材(JAS) ☐ 付随加工品用製材(JAS) ☐ 構造用集成材(JAS) ☐ LVL(JAS) ☐ CLT(JAS) ☐ 内装材 ☐ 木製窓(サッシ)		
※ 知覚情報			
※ 対応可能地域(県名) 第2 *			
※ 合資木材供給事業者	登録 № _____		
※ 2年度以降の木材製造事業者	登録 № _____		
※ 森林経営制度 GIC 認定取得者	登録 № _____		
※ その他 第2 *			

登録がある場合は記入して下さい

2. 2. 都市木利用拡大利用事業者企業情報 □

※ 木材製品を利用し、建築、内装等に携わる方は上の□に○を入れ、こちらにご記入ください。

連絡先 *	TEL: _____	FAX: _____	
※ E-Mail: _____			
業種(選択) *	☐ 建築物発注者 ☐ 設計者 ☐ 施工者 ☐ その他 ()		

2. 付表

申請する事業者の企業情報を明記してください。

◇ 基本情報は必ず明記してください。

「事業者名」

「代表者名」

「住所(郵便番号を含む)」

「連絡先電話番号・FAX番号」

「申請担当者情報」

「書類送付先」に通知書が届きます。

◇ 申請する事業者の事業の業態で記載欄が異なります。

木材製品を生産(製材等)、加工(プレカット等)、流通(木材市場、問屋、小売等)する事業に携わっている場合は、2-1の「都市木利用拡大供給事業者企業情報」の記載項目に必要事項を記入してください。

木材製品を利用する事業(建築物の発注、建築設計、施工等)の場合は、2-2の「都市木利用拡大利用事業者企業情報」の記載項目に必要事項を記入してください。

事業が両方に当てはまる場合は、両方の企業情報の□に○を入れ、2-1の記載事項を埋めていただき、2-2の家種欄の該当する項目に○を入れてください。

図 2.2.2-8 都市木利用拡大宣言登録申請書の記入例③

(様式1)	
主に利用する都市木材需要拡大事業関連木材製品等（複数選択可）	☐ 木質敷大板材（敷大板材の機能） ☐ 構造用集成材（SAS） ☐ 構造用集成材（SAS） ☐ 構造用集成材（SAS） ☐ シェル（SAS） ☐ シェル（SAS） ☐ 内装材 ☐ 木製窓（サッシ）
対応可能地域（県単位）	※
対応可能地域（市町村単位）	※
登録年月日（令和）	登録年： 登録月： 登録日： 登録がある場合は記入して下さい
登録可能地域（市町村単位）	※
登録可能地域（市町村単位）	※
その他	※

（注2）対応可能地域は県名を記入してください。全国と記載して下さい。

図 2.2.2-9 拡大宣言（宣言事業者自社掲示用）の記入例③

(様式3)

令和 年 月 日

都市木利用拡大宣言

登録年月日：令和 年 月 日

宣言事業者No：

住所：

会社名：

代表者名：

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組むこととし、以下のとおり宣言します。

宣 言

具体的な目標

令和 年 月までに（3年後の目標）

◇登録の通知が届いたら、宣言事業者番号、宣言内容、目標を記入し、自社のホームページに掲載、又は印刷して事務所に掲示してください。

＜参考２＞現地調査報告書の写真等（抜粋）

全木連が行った現地調査報告書からの写真等の抜粋を示す。

NO. 1

調査日時	令和５年９月２７日（水）１３：４５～１５：１５		
申請者	株式会社 アールシーコア		
名称	上滝こどものもり 新築工事（A517-007）		
所在地	富山市上滝字南割 505-1 ほか 7 筆		
用途	幼保連携型認定こども園		
階数	地上 2 階	延べ床面積	471.05 m ²
使用 JAS 構造材	構造用集成材、直交集成板（CLT）、構造用合板		
総木材	116.3818 m ³	内国産材	59.4884 m ³
JAS 構造材	73.3999 m ³	内国産材	43.9067 m ³



GOOGLE 地図における
富山市上滝字南割 505-1 ほか 7 筆



スマホで現在地の確認



建築工事確認表示板



建築基準法による確認済・建設業の許可票



外観（南西面）



外観（南東面）



外観（南面）
土台（対象外）



外観（東面）
CLT 版 H400×7 段



外観（北面）デッキ部 柱：JAS 構造用
集成材、軒桁：JAS CLT 版
表記（共通） ○：JAS マーク確認



外観（西面）
デッキ出入口 開口
▽：寸法計測 確認



1 階 X3~5×Y5~2 通 壁: JAS 構造材 CLT
3 層 4 プライ 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1 階 X3~5×Y3 通 梁: JAS 構造用集成材
E135-F375 米松 120×480



1 階 X5×Y3 通 壁: JAS 構造材 CLT
3 層 4 プライ T120 桧



1 階 X3~5×Y3~5 通 壁: JAS 構造材 CLT
3 層 4 プライ 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X3~5×Y3~2 通 壁: JAS 構造材 CLT
3層4プ ライ 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X3~5×Y3~2 通 床: JAS 構造用合板
土台は助成対象外



1階 X6~7×Y3~5 通 壁: JAS 構造材 CLT
3層4プ ライ 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X5~7×Y3~5 通 (中間)
梁: JAS 構造用集成材 米松 120×420



1階 X5~7×Y3~5 通 柱・梁:
JAS 構造用集成材 米松



1階 X6~7×Y4~5 通 柱:
JAS 構造用集成材 米松 せい 145



1階 X6~7×Y4~5 通 柱：
JAS 構造用集成材 米松 巾90



1階 X5~7×Y2~3 通 壁: JAS 構造材 CLT
3層4ﾌﾟﾗｲ 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X1~3×Y1~4 通 壁: JAS 構造材 CLT
桧 T120、柱・梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X1~3×Y2~3 通 梁: JAS 構造用集成材
E135-F375 米松 120×360



1階 X1~3×Y4~5 通 壁: JAS 構造材 CLT
T120 桧、柱・梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X1~3×Y4~5 通 梁: JAS 構造用集成材
E135-F375 米松 120×270



1階 X1~3×Y4~5 通 壁: JAS 構造材 CLT T120 桧、柱・梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X2~4×Y5~7 通 壁: JAS 構造材 CLT T120 桧、柱・梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X2~4×Y5~7 通 壁: JAS 構造材 CLT t120 桧、柱・梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X2~4×Y6~7 通 梁: JAS 構造用集成材 E135-F375 米松 120×210



1階 X2~4×Y5~7 通 壁: JAS 構造材 CLT t120 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X2~4×Y6 通 梁: JAS 構造用集成材 E135-F375 米松 120×330



1 階 X2~4×Y6~7 通 壁: JAS 構造材 CLT
t120 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松
床: JAS 構造用合板



1 階 X2~4×Y6~7 通
床: JAS 構造用合板 (JAS 印字)
シンヤップ ライトウッド ビンツル(株)工場 マレーシア



1 階 X2~4×Y5~7 通 壁: JAS 構造材 CLT
t120 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松
1 階、2 階床: JAS 構造用合板



2 階床 JAS 構造用合板 (JAS 印)
シンヤップ ライトウッド ビンツル(株)工場 マレーシア
認証年月日 平成 18 年 09 月 01 日
認証番号 JPIC-PW18



1階 X4~6×Y5~7 通 壁: JAS 構造材 CLT
t120 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X4~6×Y6 通 梁: JAS 構造用集成材
E135-F375 米松 120×360



1階 X4~6×Y5~7 通 壁: JAS 構造材 CLT
t120 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X6×Y7 通 壁: JAS 構造材 CLT
3層4プライ t120 桧



1階 X4~6×Y5~7 通 壁: JAS 構造材 CLT
t120 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1階 X5~6×Y5~7 通 壁: JAS 構造材 CLT
t120 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1 階 X4~7×Y6~7 通 壁: JAS 構造材 CLT
t120 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1 階 X6~7×Y7 通 壁: JAS 構造材 CLT
3 層 4 プラ t120 桧



1 階 X5~7×Y6~7 通 壁: JAS 構造材 CLT
t120 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1 階 X6~7×Y6~7 通 梁: JAS 構造用集成材
E135-F375 米松 120×360



1 階 X6~7×Y5~7 通 壁: JAS 構造材 CLT
t120 桧、梁: JAS 構造用集成材 米松



1 階 X7×Y5~7 通 壁: JAS 構造材 CLT
t120 桧 電気配線タテ孔



1階 壁: JAS 構造材 CLT 桧
3層 4ﾌﾟﾗｲ 接合用鋼棒



1階 X6~7×Y8 通
軒桁: JAS 構造材 CLT t120 桧
柱: JAS 構造用集成材 120 角 米松



1階 X6~7×Y8 通 柱: JAS 構造用集成材
E135-F405 米松 120 角



1階 X4~5×Y8 通 柱: JAS 構造用集成材
E135-F405 米松 120 角

No. 2

調査日時	令和5年10月13日(金) 10:30-12:00		
申請者	株式会社エヌエスハウジング		
名称	(仮称) リブ大森南1丁目 新築工事 (A515-015)		
所在地	東京都大田区大森南一丁目 215 番 3 (2-6)		
用途	幼保連携型認定こども園		
階数	地上 2 階	延べ床面積	471.05 m ²
使用 JAS 構造材	構造用集成材、直交集成板 (CLT)、構造用合板		
総木材	116.3818 m ³	内国産材	59.4884 m ³
JAS 構造材	73.3999 m ³	内国産材	43.9067 m ³



Google 地図における
東京都大田区大森南1-2-6



スマートフォンで現在地確認



Google 地図における
東京都大田区大森南 1-2-6



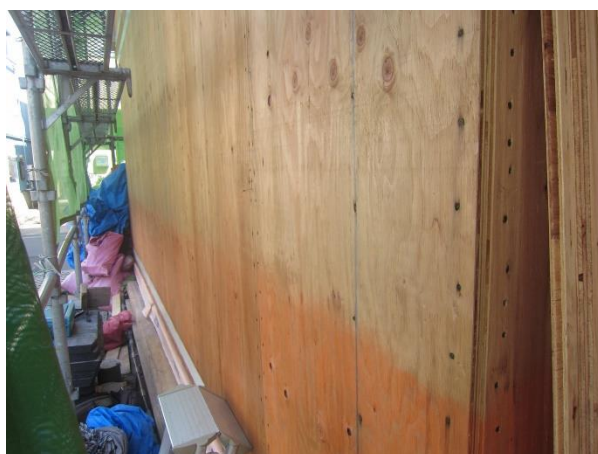
建物外観（北側道路より撮影）



建物外観（北側道路より撮影）



建築基準法による確認済表示板
(建設業の許可票等無し)



1階 外壁回り X7~8通×Y1a通
JAS 構造用合板（壁）



1階 外壁回り X7~8通×Y1a通
JAS 構造用合板（壁）



1 階 X10 通×Y1a～3 通
JAS 構造用合板（壁）



1 階 X10 通×Y1a～3 通
JAS 構造用合板（壁） JAS マーク



1 階 X8～10 通×Y1a 通 JAS 構造用集成材



1 階 X8～10 通×Y1a 通 JAS 構造用集成材
JAS マーク



1 階 X9～10 通×Y3～7 通 根太
JAS 2×4 製材



1 階 X9～10 通×Y4 通 根太
JAS 2×4 製材 JAS マーク



1 階 X4~5 通×Y4~5 通
JAS 構造用合板 (床)



1 階 X4~5 通×Y4~5 通
JAS 構造用合板 (床) JAS マーク



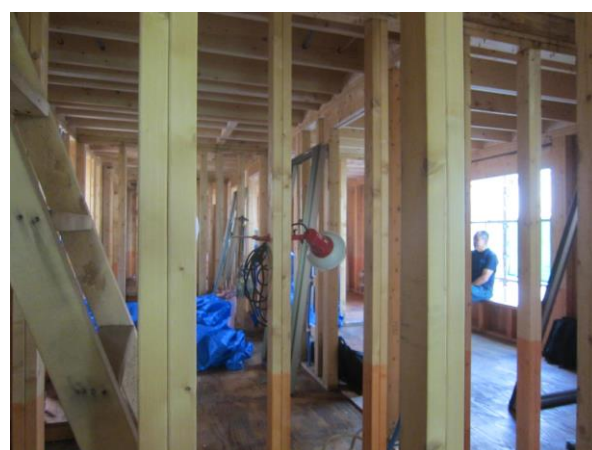
1 階 X1a 通×Y1a~3 通 たて枠
JAS 2×4 製材



1 階 X1a 通×Y1a~3 通 たて枠
JAS 2×4 製材 JAS マーク



1 階 X8 通×Y7~8 通
たて枠とホールダウン金物



1 階 内観



2 階 内観



2 階 X19~20 通×Y1a 通 まぐさ
JAS 構造用集成材



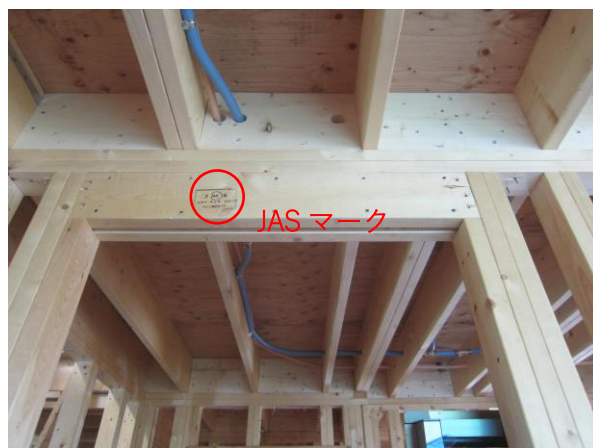
2 階 X16~18 通×Y3~5 通
JAS 構造用合板 (床) JAS マーク



2 階 X20~21 通×Y4~5 通 根太
JAS 2×4 製材



2 階 X14 通×Y5 通 たて枠
JAS 2×4 製材 JAS マーク



2 階 X11-12 通×Y4 通 まぐさ
JAS 2×4 製材 JAS マーク



2階 X11-12 通×Y4 通 まぐさ
JAS 2×4 製材 JAS マーク



3階 内観



3階 X16-18 通×Y4～6 通 小屋組み
JAS 2×4 製材、構造用集成材、野地合板



3階 X18～20 通×Y1a 通 まぐさ
JAS 構造用集成材



3階 X20～21 通×Y1a～Y3 通 たて枠
JAS 2×4 製材



3階 X18～X20 通×Y5 まぐさ
JAS 2×4 製材



3 階 X18～X20 通×Y5 まぐさ
JAS 2×4 製材



3 階 X19～20 通×Y7～8 通
JAS 構造用合板（屋根）JAS マーク



3 階 X19～20 通×Y7～8 通
JAS 構造用合板（屋根）JAS マーク



3 階 X16～X18 通×Y5～Y7 根太
JAS 2×4 製材

No. 3

調査日時	令和 5 年 11 月 15 日(水) 14:00-15:30		
申請者	株式会社ケーテック		
名称	(仮称) 医心館 佐倉 (A512-039)		
所在地	千葉県佐倉市下志津字大口 786-1, 他 15 筆		
用途	有料老人ホーム		
階数	地上 2 階	延べ床面積	1,745.38 m ²
使用 JAS 構造材	機械等級区分構造用製材、構造用集成材、構造用合板		
総木材	279.5480 m ³	内国産材	91.9030 m ³
JAS 構造材	116.5980 m ³	内国産材	0 m ³



スマートフォンで現在地確認



Google 地図における
佐倉市下志津字 786-1 付近



建物外観 建て方未了



1 階内観 柱、梁 JAS 構造用集成材



1 階床 JAS 構造用合板



1 階柱 JAS 構造用集成材



2 階床 JAS 構造用集成材



2 階床 一部機械等級製材からすべて構造用集成材に変更されている



2階内観 建て方中



柱 JAS 構造用集成材から無等級製材に変更



2階 小屋梁 JAS 構造用集成材



2階 小屋梁 JAS 構造用集成材



床合板 JAS 構造用合板



2階 柱、梁取り合い

No. 4

調査日時	令和 5 年 11 月 16 日(木) 14:00 – 15:30		
申請者	コーラルハウジング株式会社		
名称	(仮称) 加古川町中津 4 戸口長屋住宅新築工事 (A528-022-1、A528-022-2)		
所在地	兵庫県加古川市加古川町中津字西角 552 番 2、546 番 1		
用途	長屋住宅		
階数	地上 2 階	延べ床面積	234.34 m ²
木質耐火部材	耐火被覆 (被覆材: 石こうボード、グラスウール)		
内装材	内装材の種類: LVL、フローリング		
総木材	31.493 m ³	内国産材	6.3375 m ³



Google 地図における加古川町中津字西角付近



スマホで現在地の確認



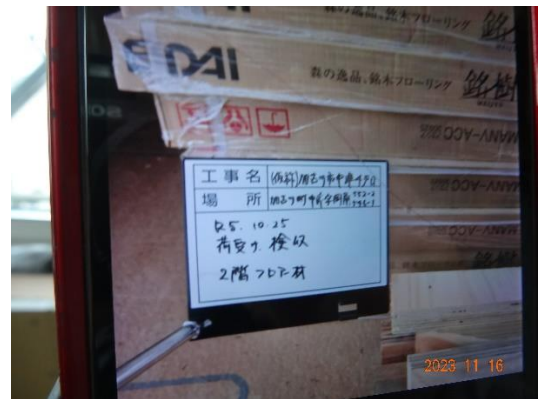
建築確認表示板・建設業の許可票等



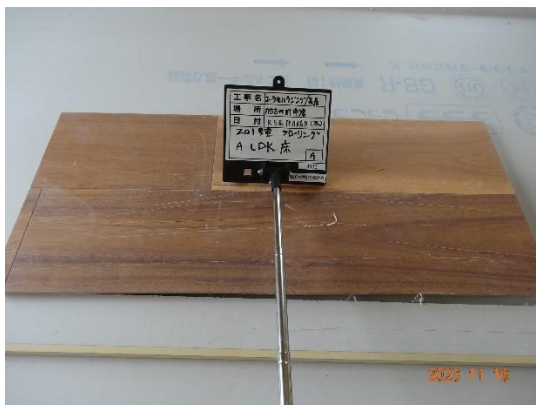
外観 2階建 長屋
前面道路 西側より



外観 2階建 長屋
前面道路 東側より



内装材
床材：EIDAI 銘木フローリング $t = 12$
MANV-ACC 31009 アカシア



内装材
床材：EIDAI 銘木フローリング $t = 12$
MANV-ACC 31009 アカシア



内装材
床材：EIDAI 銘木フローリング $t = 12$
MANV-ACC 31009 アカシア



内装材
床材：EIDAI 銘木フローリング t = 12
MANV-ACC 31009 アカシア



内装材 LDK 床仕上材の施工寸法の確認 壁内法寸法：巾 5355 (5320)



内装材 LDK 床仕上材の施工寸法の確認 壁内法寸法：巾 3080 (3050)



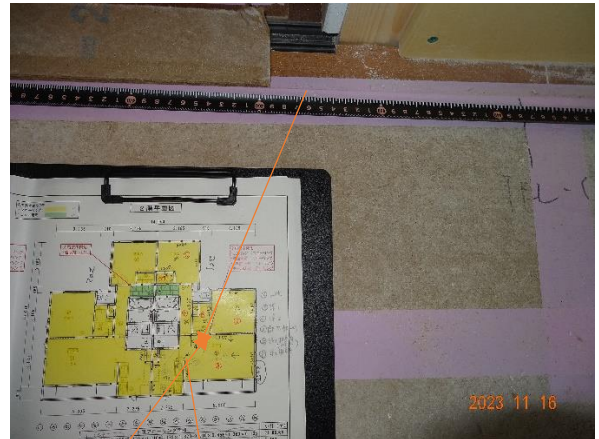
内装材 LDK 床仕上材の施工寸法の確認 壁内法寸法：巾 3080 (3050)



内装材 LDK 床仕上材の施工寸法の確認 壁内法寸法：巾 3080 (3050)



内装材 LDK (リビング) 床仕上材の施工
寸法の確認 壁内法寸法: 巾 5355 (5320)



内装材 LDK 床仕上材の施工寸法の
確認 壁内法寸法: 巾 5355 (5320)



内装材 LDK (廊下) 床仕上材の施工
寸法の確認 壁内法寸法: 巾 5355 (5320)



内装材 LDK (洗面側) 床仕上材の施工
寸法の確認 壁内法寸法: 巾 910 (910)



内装材 LDK (収納) 床仕上材の施工



内装材 LDK (洗面) 床仕上材の施工

寸法の確認 壁内法寸法：巾 1350 (1350)



寸法の確認 壁内法寸法：巾 1350 (1350)



内装材 LDK (キッチン) 床仕上材の
施工寸法の確認 壁内法寸法：巾 1350 (1350)



内装材 LDK (キッチン) 床仕上材の
施工寸法の確認

内装材 LDK (洗面方向) 床仕上材の
施工寸法の確認 壁内法寸法：巾 1350 (1350)

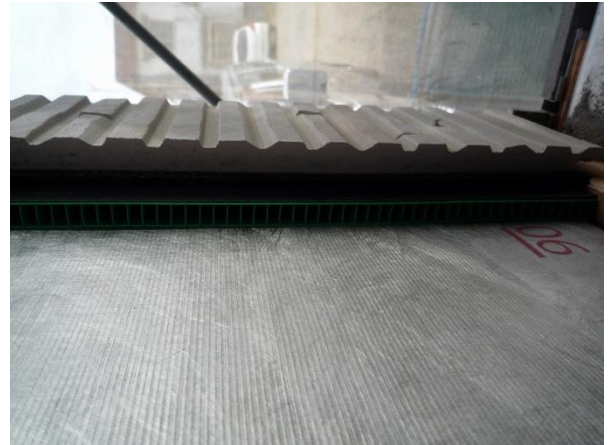


木質耐火 屋根ガルバリウム鋼板
野地板 t 12

木質耐火 軒裏
軒天ボード t 14



木質耐火 外壁 サイディング t 16



木質耐火 外壁 EXハイパー t 9.5
ハイベストウッド t 9
通気胴縁 t 15



木質耐火 外壁 サイディング t 16
バルコニー立上がり



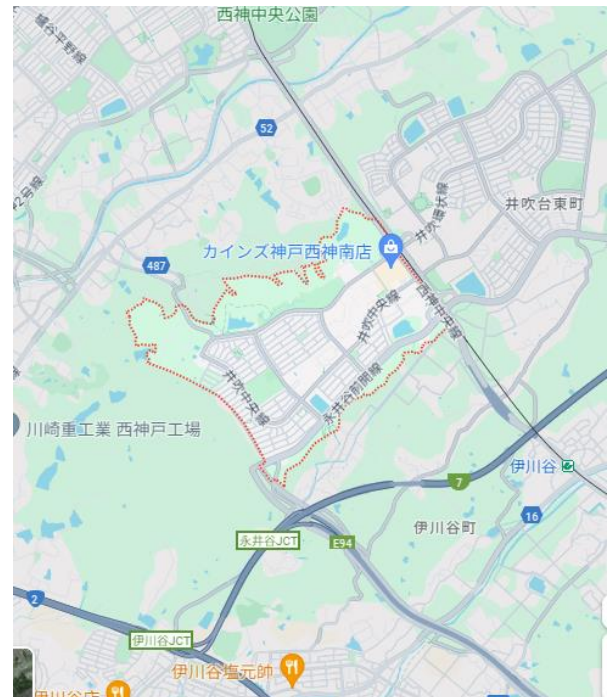
木質耐火 バルコニー 壁・天井
軒天ボード t 14

No. 5

調査日時	令和 5 年 11 月 17 日(金) 10:00－11：45		
申請者	株式会社 空間工匠		
名称	(仮称) ひまわりライフ本社オフィス (A528-051)		
所在地	兵庫県神戸市西区井吹台西町 6-49-4		
用途	事務所		
階数	地上 2 階	延べ床面積	828.14 m ²
使用 JAS 構造材	構造用集成材、構造用合板		
総木材	106.4756 m ³	内国産材	21.5504 m ³
JAS 構造材	78.3159 m ³	内国産材	21.5504 m ³



スマホによる現在地確認



Google 地図における神戸市西区井吹台西町



建築確認表示板・建設業の許可票等



建築確認表示板・建設業の許可票等



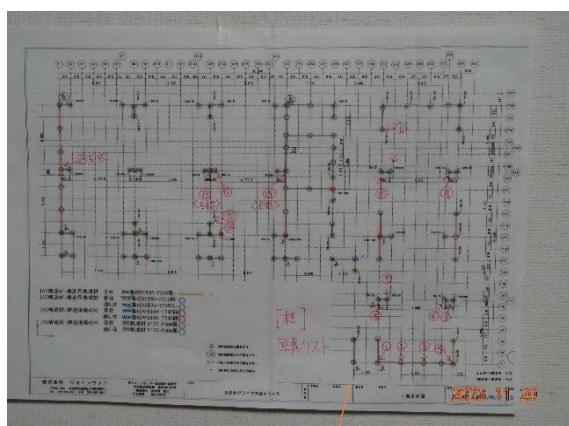
外観 2階建て事務所
前面道路側より見る



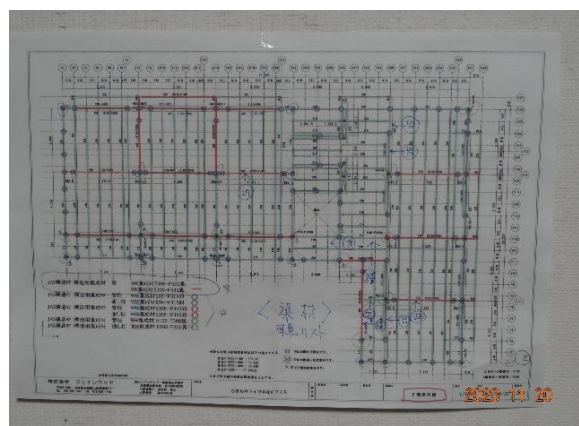
外観 北東側面



外観 北側面



1階 床伏図 柱 (通し柱：管柱)
 通し柱 WW 集成材 E95-F315 同一等級
 管柱 WW 集成材 E95-F315 同一等級



2階 床伏図 梁
 (緑) RW 集成材 E105-F300 異等級
 (赤) RW 集成材 E120-F330 異等級



NO.1 通し柱：WW 集成材 同一等級
 スプルース E95-F315 105×105



NO.1 通し柱：WW 集成材 同一等級
 スプルース E95-F315 105×105



NO.2 管柱：WW 集成材 同一等級
 スプルース E95-F315 105×105



NO.2 管柱：WW 集成材 同一等級
 スプルース E95-F315 105×105



NO.2 管柱：WW 集成材 同一等級
スプルース E95-F315 105×105



NO.2 管柱：WW 集成材 同一等級
スプルース E95-F315 105×105



1階 Y1 通り-X30-37 間 通し柱：管柱



NO.3 管柱：WW 集成材 同一等級
スプルース E95-F315 105×105



NO.4 管柱：WW 集成材 異等級
欧州アカマツ E120-F330 105×150



NO.4 管柱：WW 集成材 異等級
欧州アカマツ E120-F330 105×150



NO.4 管柱：WW 集成材 異等級
欧州アカマツ E120-F330 105×150



NO.4 管柱：WW 集成材 異等級
欧州アカマツ E120-F330 105×150



NO.5 管柱：WW 集成材 同一等級
スプルース E105-F345 105×180



NO.5 管柱：WW 集成材 同一等級
スプルース E105-F345 105×180



NO.6 管柱：WW 集成材 同一等級
スプルース E105-F345 105×180



NO.7 管柱：WW 集成材 同一等級
スプルース E105-F345 105×180



NO.9 通し柱：WW 集成材 同一等級
スプルース E105-F345 105×180



NO.9 通し柱：WW 集成材 同一等級
スプルース E105-F345 105×180



NO.9 通し柱：WW 集成材 同一等級
スプルース E105-F345 105×180



NO.9 通し柱：WW 集成材 同一等級
スプルース E105-F345 105×180



2階床伏 梁：RW 集成材
(赤) E120-F330 異等級
(緑) E105-F300 異等級



NO.26 X26-Y11-13 から X1-Y11-13 を見る



NO.27 Y19-X12-17 間 梁
RW 集成材：E120-F330



NO.27 Y19-X12-17 間 梁
RW 集成材：E120-F330



NO.27 Y19-X12-17 間 梁
RW 集成材：E120-F330



NO.27 Y19-X12-17 間 梁
RW 集成材：E120-F330



1 階 中央部 屋内階段室付近 内観



1 階 中央部 屋内階段室付近 内観



Y19-X6-18 間 方向 内観



X22-Y13-17 屋内階段室方向 内観



X22 通り-Y13-17 間土台
RW 集成材 E95-F270 異等級



X22 通り-Y13-17 間土台
RW 集成材 E95-F270 異等級



2 階 屋内階段室 Y17 通り付近
床：構造用合板 t 28



2 階 テナント 6 室外機置場 Y26 通り付近
柱・地束：構造用集成材
床：構造用合板 t 28



2階 テナント6からテナント9方向
柱・梁：構造用集成材
床：構造用合板 t 28



2階 テナント8からテナント9方向
柱・梁：構造用集成材
床：構造用合板 t 28



2階 テナント10からテナント6方向
柱・梁：構造用集成材
床：構造用合板 t 28



2階 テナント10からテナント9方向
柱・梁：構造用集成材
床：構造用合板 t 28



2階 X37通り Y13通り付近
集成材柱



2階 集成材柱 RW 集成材 E95-F315 異



2階 X30 通り Y1 通り付近
集成材梁



2階 X37 通り Y7 通り付近
集成材梁 RW 集成材 E105-F300 異



2階 X30 通り Y11 通り付近
集成材梁 RW 集成材 E120-F330 異



2階 床：構造用合板 t 28



2階 床：構造用合板 t 28
柱：構造用集成材



2階 屋根：構造用合板 t 12



外観 南面-1



外観 南面-2

No. 6

調査日時	令和5年11月30日(木) 10:00-11:30		
申請者	株式会社 杉本組		
名称	(仮称) 中勢自動車学校二期棟 新築工事 (A524-044)		
所在地	三重県鈴鹿市寺家 6-1-20		
用途	自動車教習所		
階数	地上 2 階	延べ床面積	939.97 m ²
使用 JAS 構造材	機械等級区分構造用製材、構造用集成材、構造用合板		
総木材	181.0237 m ³	内国産材	181.0237 m ³
JAS 構造材	181.0237 m ³	内国産材	181.0237 m ³



Google 地図における
三重県鈴鹿市寺家 6-1-20



スマートフォンで現在地確認

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	令和5年9月6日 第2023確認建築鈴鹿0005号
確認済証交付者	鈴鹿市建築主事 濱口 治彦
建築主又は築造主氏名	株式会社 中勢自動車学校
設計者氏名	カイダ建築設計事務所 海田 修平
工事施工者氏名	株式会社 杉本組 杉本 智哉
工事現場管理者氏名	株式会社 杉本組 北端 智貴
建築確認に係る その他の事項	

建築基準法による確認済表示板

建設業の許可票	
商号又は名称	株式会社 杉本組
代表者の氏名	杉本 智哉
監理技術者の氏名	専任の有無 北端 智貴 有
資格名	資格者証交付番号 一級建築施工管理技士 第00011241576号
一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業
許可を受けた建設業	土木工事・建築工事・とび・土工事・舗装工事
許可番号	三重県知事許可(特-29)第929号
許可年月日	令和4年10月5日

建設業の許可票



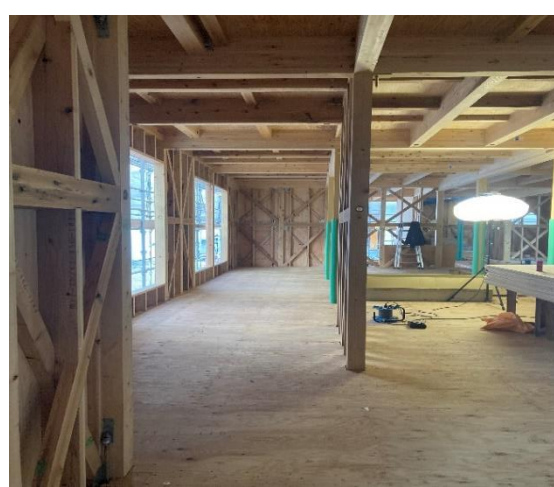
建物外観（北側道路より撮影）



建物外観（西側より撮影）



1F 内観



1F 内観



1 階
JAS 構造用合板 (床)



1 階
JAS 構造用合板 (壁)



1 階 ほ通×4~7 通 土台
JAS 機械等級区分構造用製材



1 階 ほ通×4~7 通 土台
JAS 機械等級区分構造用製材 JAS マーク



1 階 柱
JAS 機械等級区分構造用製材



1 階 柱
JAS 機械等級区分構造用製材 JAS マーク



1階 梁
JAS 機械等級区分構造用製材



1階 梁
JAS 機械等級区分構造用製材 JAS マーク



1階 梁・桁
JAS 構造用集成材



1階 梁・桁
JAS 構造用集成材 JAS マーク



2F 内観



2F 内観



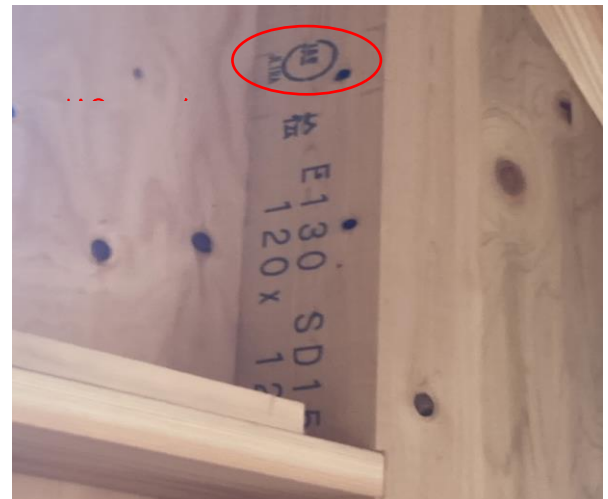
2階 な～ふ通×5～9 通
JAS 構造用合板 (床)



2階 な～ふ通×5～9 通
JAS 構造用合板 (床) JAS マーク



2階 つ通×1 通 柱
JAS 機械等級区分構造用製材



2階 つ通×1 通 柱
JAS 機械等級区分構造用製材 JAS マーク



2階 な～こ通×1～10通 梁
JAS 機械等級区分構造用製材



2階 ふ～さ通×10～16通 火打梁
JAS 機械等級区分構造用製材



2階 ふ～さ通×12～15通 母屋
JAS 機械等級区分構造用製材

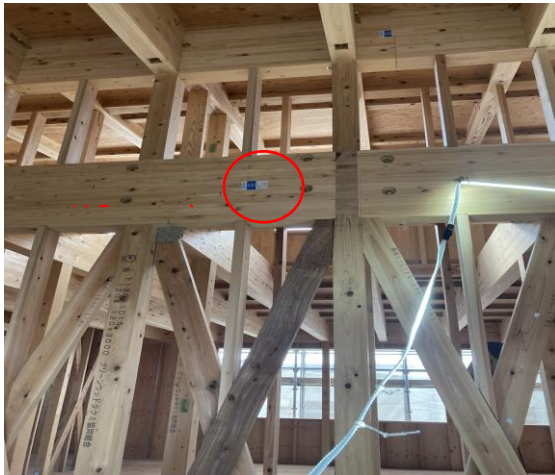


2階 れ通×10通 小屋束
JAS 機械等級区分構造用製材



2階 を～よ通×7～10通 野地板
JAS 構造用合板

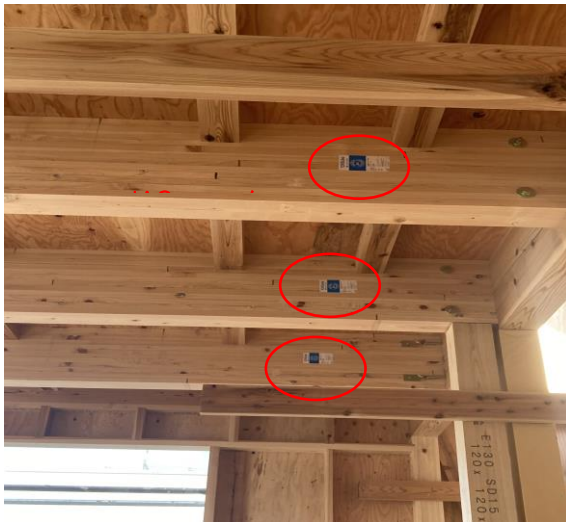
2階 を～よ通×7～10通 野地板
JAS 構造用合板 JAS マーク



2階 の～ふ通×10通 桁
JAS 構造用集成材



2階 を～よ通×7～10通 桁
JAS 構造用集成材 JAS マーク



2階 い～ほ通×4～7通 梁
JAS 構造用集成材



2階 い～ほ通×4～7通 梁
JAS 構造用集成材 JAS マーク

No. 7

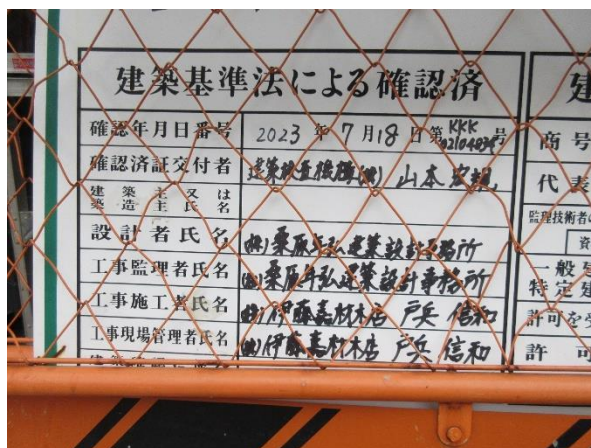
調査日時	令和 5 年 12 月 5 日(火) 13:00 - 14:30		
申請者	(株) 伊藤嘉材木店		
名称	谷 9 店舗 新築工事 (A527-053-1、A527-053-2、A527-053-3、)		
所在地	大阪市天王寺区生玉前町 3 0 1 番 1 8 の一部		
用途	飲食店		
階数	地上 2 階	延べ床面積	40.96 m ²
使用 JAS 構造材	機械等級区分構造用製材、構造用集成材、構造用合板		
木質耐火部材	燃えしろ設計・構造用集成材		
内装材	内装材の種類：フローリング		
木製サッシ	木製サッシの数：1 窓、開口部の合計面積：1.44 m ²		
総木材	7.53 m ³	内国産材	0 m ³



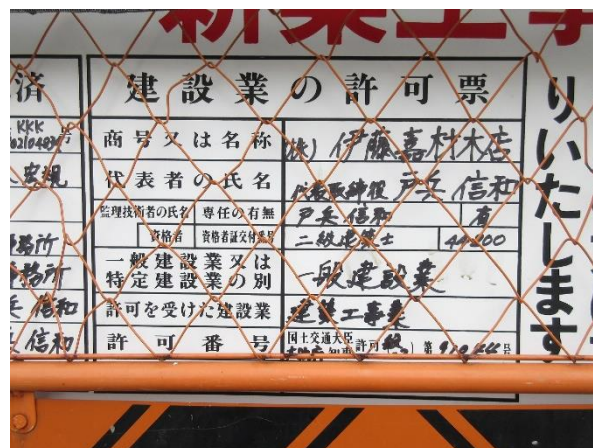
Google 地図における
大阪市天王寺区生玉前町 301 番 18 の一部



スマホで
現在地の確認



建築基準法による確認



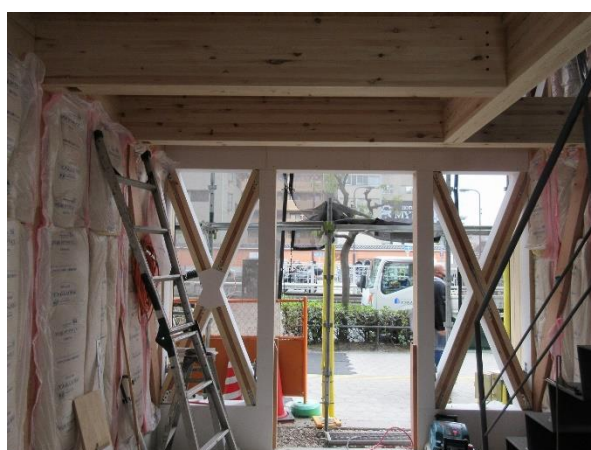
建設業の許可票



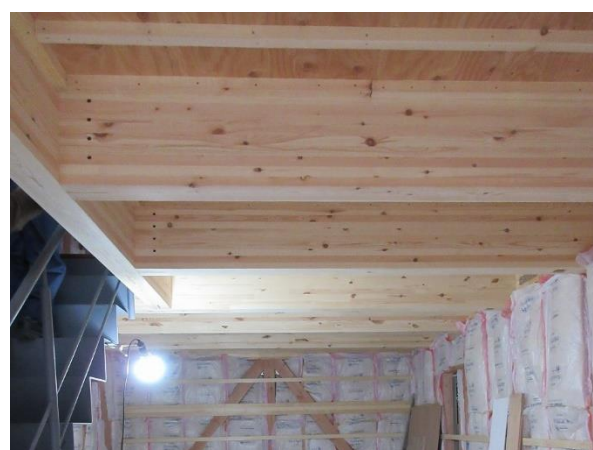
建物外観 正面（ガラス張）
前面の架構：被覆仕様に変更



建物外観 側面（屋根・外壁）
被覆完了を確認



1階 X1~2×Y4~5 通
床梁（燃えしろ構造材）
JAS 構造用集成材 120×300



1階 X1~2×Y1~4 通
床梁（燃えしろ構造材）
JAS 構造用集成材 120×300



1 階 Y3~4 通 床梁 (燃えしろ構造材)
JAS 構造用集成材 巾 120 確認



1 階 Y3~4 通 床梁 (燃えしろ構造材)
JAS 構造用集成材 せい 300 確認



2 階 X1~2×Y1~3 通
中間梁 (燃えしろ構造材)
JAS 構造用集成材 120×240、210



2 階 X1~2×Y2 通
中間梁 (燃えしろ構造材)
JAS 構造用集成材 120×240



2 階 X1~2×Y1~2 通
中間梁 (燃えしろ構造材)
JAS 構造用集成材 JAS シール



2 階 X1×Y1~5 通
桁: JAS シール・寸法確認
JAS 構造用集成材 120×240



2 階 道路側 Y5 通
架構部材：耐火被覆仕様へと変更



2 階 屋根 X1~2×Y1~5 通
登り梁、(燃えしろ構造材)
JAS 構造用集成材 120×180